

○泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに
財産の交換、譲与、無償貸与等についての条例

昭和40年7月26日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、本組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに財産の交換、譲与、無償貸与等について、必要な事項を定めるものとする。

(運用の方法)

第2条 本組合における議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに財産の交換、譲与、無償貸与等については、泉佐野市の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月1日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)